

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日（金）午前9時00分から午前9時32分
2. 開催場所 山江村役場2階大会議室
3. 出席委員（13名）
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第11号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第12号 山江村農用地利用集積計画（第3次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

7. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 事務局長 | <p>それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和3年4月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>(会長挨拶)</p> |
| 事務局長 | <p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては何かありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 事務局長 | <p>なしということで次に進ませていただきます。次に日程4、議事に入ります。日程4以降につきましては会長にて議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これより議事に入ります。まず日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議題11号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局係長 | <p>それでは議第11号について説明をいたします。総会資料の1ページをご覧ください。議第11号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和3年4月9日提出、山江村農業委員会会長。続きまして2ページが農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(2ページ申請内容について説明)。3ページが申請書の写しであり申請地の農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に役場があることから、「第3種農地」であると判断いたしました。4ページから5ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、推進委員と共に4月2日に行っております。以上でございます。</p> |

議長 それでは事務局の説明が終わりましたので、担当委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員 それではご説明いたします。4月2日午前9時30分より譲渡人、譲受人、事務局係長、担当推進委員、そして私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。現地としましては田んぼということでしたが現在は荒れ地となっており最終的には盛り土をして駐車場を大きくしたいということでございました。以上でございます。審議の方よろしく願います。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方向かございませんか。

(なしの声)

議長 農地利用最適化推進委員からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい、それではないと言う事ですので採決をいたします。「議第11号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により議第11号は原案のとおり決定いたします。次に日程6、議第12号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長 それでは、議第12号についてご説明いたします。総会資料の6ページをお開きください。議第12号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」令和3年山江村農用地利用集積計画(第3次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可

否を求める。令和3年4月9日提出、山江村農業委員会会長。7ページ、8ページが意見書の写し、9ページが総括表となっております。10ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定1件、所有権移転が1件の合計2件で案件の総面積は、5,504㎡でございます。それでは、新規設定1件5筆分についてご説明いたします。総会資料の11ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(11ページ申請人に関して説明)。12ページをご覧ください。(12ページ申請内容について説明)。13ページから14ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、推進委員と共に4月2日に行っております。以上でございます。

議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。4月2日午前9時より立会いを行っております。立会いは貸し手の方は欠席されておまして、借り手の方・担当推進委員・事務局係長・私の4名で行っております。(申請地所在について説明)。農地はですね耕作放棄地で、14ページで2～3年耕作放棄地となっております。借り手の方は酪農を経営されておまして今後5年間は放牧を作付されると言っておられました。この土地は農地パトロールの際、担当推進委員の働きかけで耕作放棄地を解消するということになりました。以上でございます。

議長

はい、続きまして同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい、ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員会の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員からの質疑・意見等はありませんでしょうか。再度農業委員会の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局係長

申し訳ございません。13ページ・14ページの方ですね字名(字名

について説明) 修正をお願いいたします。

議長

修正の方よろしくをお願いいたします。それでは先ほど質疑・意見がないということでしたので、それでは採決をいたします。新規設定1件5筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、新規設定1件5筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

それでは、所有権移転1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、所有権移転1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の16ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。(16ページ申請人に関して説明)。売買価格につきましてはここ数年の近傍地の売買実績価格からも適正価格の範疇であると判断しています。(申請地所在について説明)。昨年10月に担当委員立会いのもと契約手続きを進めておりましたが農業公社を通した売買については農振農用地であることが売買事業の要件となっておりますので農用地への編入を経て今回の申請となっております。以上でございます。

議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方 何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方 質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

農業委員の方・推進委員の方、他に意見がないようですので採決をいたします。所有権移転1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、所有権移転1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。以上2件、全議案とも全員賛成となりましたので、議第12号につきましては原案のとおり決定いたしました。次に

日程7「その他」となっております。事務局より、連絡をお願いします。

事務局係長

その他について説明。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは次に、日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

それでは日程9「閉会」に移ります。以上をもちまして農業委員会4月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年4月9日(金)午前9時32分終了

議長_____⑩

委員_____⑩

委員_____⑩